

第4次上山市地域福祉活動計画

ダイジェスト版

令和5年度～令和9年度

福祉の心をはぐくみ 共にささえあう
つながりのあるまち上山



社会福祉法人 上山市社会福祉協議会



この活動計画は、赤い羽根共同募金の配分金で発行しています。

第4次上山市地域福祉活動計画

第4次上山市地域福祉活動計画は、上山市社会福祉協議会が今後5年間の地域福祉のあるべき姿を明確にしながら、市民の皆さんやボランティア、関係機関・団体、行政等の参加のもと、連携・協働して地域に根差した福祉を推進するための活動指針です。

また、この計画は上山市振興計画における福祉施策や各福祉分野等の計画との調和、連携を考慮して、地域福祉の推進を図ります。

今後の国の施策や法律等の改正、社会情勢の変化等に柔軟に対応し、これから施策や事業等を推進してまいります。



基本理念

福祉の心をはぐくみ 共にささえあう つながりのあるまち上山

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるために、日常生活の中で、市民一人ひとりが福祉の心（思いやりの心）をはぐくみ、互いにささえあうことができるよう、上山市社会福祉協議会が各関係機関等と共に連携・協働しながら、福祉のまちづくりに取り組むことをめざすものです。

第4次計画で めざすもの

- 気軽に何でも相談できる相談窓口の充実
- 地域における日常生活支援のための体制づくり
- 福祉活動や福祉サービスに関する情報発信
- 地域や福祉施設等で活動するボランティアの育成と支援
- 福祉施設等と連携した地域貢献活動の推進

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定めて地域福祉事業を展開します。

※★は重点項目

基本目標 1

ささえあう

地域のつながる力を高め、市民みんなでささえあうまちをつくる



基本計画 1 地域づくり

福祉の心を持ちながら、
地域でのつながる力を高めていく

- ・地区福祉連絡会の活動の推進
 - ・福祉協力員体制の強化
 - ・地域が取り組む福祉のまちづくり事業の推進
- ★専門職員による地域福祉の推進
- ・ふれあい・いきいきサロンづくりの促進
 - ・各種団体等との連携

基本計画 2 支援づくり

誰もが孤立することがないよう、
地域生活課題を抱える人たちをさえていく

- ・ふれあい相談事業
- ★総合相談支援体制の検討
- ・生活困窮者自立支援事業
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - ・たすけあい資金の貸付
 - ・福祉サービス利用援助事業
 - ・法人後見事業
- ★市内社会福祉法人等との連携

基本目標 2

はぐくむ

ボランティア活動の推進と福祉意識を高めるために、
市民みんなが福祉の心をはぐくみ、担い手をつくる



基本計画 1 人づくり

つながりのある地域を維持するため、
担い手の確保・育成の機会を作っていく

- ・市民福祉活動支援センター“ふれあい”的活用
- ★ボランティア活動の推進
- ・ふれあい福祉活動応援事業
 - ・災害ボランティアの育成と情報発信
 - ・除雪ボランティア活動の実施

基本計画 2 意識づくり

市民が福祉に関心をもち、
理解を深める環境を作っていく

- ・福祉学習の推進（学校・公民館等）
- ★広報活動の充実
- （広報紙・ホームページ・情報紙等）

基本目標 3

つながる

生活支援サービスを充実させて、人・社会みんなが
つながり、日常生活支援体制をつくる



基本計画 3 活きがいづくり

- ・温泉デイサービス事業
- ・お元気温泉デイサービス事業
- ・ふれあい食事サービス事業
- ・福祉バスの運行
- ・在宅福祉サービスの充実

計画の期間



計画の期間は、令和5年度～令和9年度までの5年間となります。

H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027

第3次上山市地域福祉活動計画 → 第4次上山市地域福祉活動計画

計画の策定



計画を策定するにあたり、地区会長、民生委員・児童委員、公民館、福祉団体、社会福祉施設、ボランティア、行政関係者、福祉関係機関、学識経験者の17名で構成された「上山市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、4回にわたり協議・検討を重ねました。

また、地域におけるニーズ把握や現状と課題、地域での取り組み等を把握するため、市民、民生委員・児童委員、主任児童委員、上山市社会福祉法人等連絡協議会にアンケートや上山市地域特性調査を実施して、幅広く意見等を聞き、その結果を反映させながら、策定作業を進めました。

計画の公表と周知啓発



第4次上山市地域福祉活動計画や中間評価の結果については、福祉関係団体・機関や行政等に配布して計画を周知するとともに、ホームページにおいて公開します。

計画の推進体制と進行管理

第4次上山市地域福祉活動計画の基本理念である、「福祉の心をはぐくみ 共にささえあう つながりのあるまち上山」を推進するため、市民や団体等が主体的に活動できるよう、相互に連携・協働していくことが重要です。そのため、本会において、行政や関係機関団体等と協働し地域福祉の推進役を担うとともに、その推進において地域住民、各種団体、市内福祉施設や行政との調整を行います。また、計画を効果的に推進していくため、実施項目における具体的な内容について、各事業の報告等から、計画の進捗状況の把握に努めます。

各事業の進捗状況や目標達成状況、課題の分析などを通じて、事業内容の改善を行うとともに、社会情勢の変化や大きな制度改革、新たに生じる課題等に対して柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

社会福祉協議会とは…

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で定められた地域福祉を推進する民間団体です。

地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、地域福祉や在宅福祉の推進に取り組んでいます。